

薬第348-2号
令和8年7月3日

各医薬品製造販売業者
各医薬部外品製造販売業者
各化粧品製造販売業者
各医薬品製造業者
各医薬部外品製造業者
各化粧品製造業者

様

埼玉県保健医療部薬務課長
芝 和俊（公印省略）

申請等の提出方法及び添付書類の見直しについて（通知）

薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、当県では、行政手続の申請及び届出（以下、「申請等」という。）を行う県民や事業者の負担を軽減するため、申請等の受付をオンライン化することに加えて、添付書類の見直しを推進しているところです。

このたび、薬務課で受け付ける申請等の取扱いを下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1 申請等の提出方法について

申請書等の提出は、申請電子データシステム（ゲートウェイシステム）を利用したオンラインでの提出を原則とします。

提出方法及び注意事項については、薬務課ホームページ「7 申請等のオンライン提出について」を御確認ください。

【薬務課ホームページ】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/seihanseizo.html>

また、申請電子データシステム（ゲートウェイシステム）の操作方法については、厚生労働省FD申請サイトで御確認ください。

【厚生労働省FD申請サイト】

<https://web.fd-shinsei.mhlw.go.jp/notice/onlinesubmission.html>

なお、当面の間、薬務課窓口での対面受付を継続しますので、窓口での提出を希望される場合は、従前のとおり窓口を御予約の上、来課してください。

2 申請等の添付書類の見直しについて

(1) 登記事項証明書について

法人ベース・レジストリの利用開始により、登記事項証明書の添付を不要とします。

法人ベース・レジストリの利用には法人番号が必要となりますので、登記事項証明書を添付し提出していた申請等（新規申請、責任役員の変更届等）は、備考欄に12桁の法人番号を記載してください。

(2) 申請書及び届出書の提出部数について

県への提出部数は正本1通とします。

従来、正本に加え副本の提出を依頼していた申請等（新規申請、更新申請、構造設備の変更届等）について、副本の提出は不要です。

以上

担当 医薬品化粧品生産指導担当
電話 048-830-3627